

パブリック  
コメント  
【検討結果】

寄せられた意見の概要や  
市の検討結果をお知らせします

下記の一覧表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見を要約し、市の考え方をまとめたものです。全文は、情報公開コーナー(両庁舎1階)・市HPでご覧になれます。

| <b>事案名 第2期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(素案)</b><br>▶保険年金課 ☎042-460-9821   |   |
|--|---|
| <b>【公表日】4月15日 【募集期間】2月15日～3月14日 【意見件数】3件(1人)</b>   |   |
| お寄せいただいた主な意見   | 検討結果  |
| 中間評価は、32年度と記載されているが、32年度確定数値に基づく分析・評価内容は、33年度実施計画の見直しに反映されず、34年度実施計画に反映すると推測される。<br>第3期計画がスタートして5年後の見直し反映で、効果的かつ効率的な事業計画ができるか甚だ疑問を持たざるを得ない。同様に次期計画を策定する際にも問題が生じると思われる。<br>その改善策として、直近上期(9月末)での仮評価を行い、翌年度事業計画の見直しの中に入れた検討をする即効性のある態勢づくりが必要。(1件) | 37ページ第5章 その他(1. データヘルス計画の中間評価・見直し)は、平成32年度中に行うことから「平成32年度末」を「平成32年度中」に修正します。<br>なお、評価結果については、必要に応じて平成33年度の事業に反映します。(1件) |
| <b>事案名 第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画(素案)</b><br>▶保険年金課 ☎042-460-9821  |   |
| <b>【公表日】4月15日 【募集期間】2月15日～3月14日 【意見件数】10件(2人)</b>  |   |
| お寄せいただいた主な意見   | 検討結果  |
| 翌年度の事業検討時には、当該年度の評価結果が出ていないことから、施策内容の見直しなどを行うことができず、反映できるのは翌々年度となる。計画が効果的かつ効率的に実行される日程となっていない。<br>次期計画を策定する際も同様な事態が発生する。その改善策として、直近上期で仮評価を行い、翌年度事業に反映させる即効性のある態勢づくりが必要。(1件)  | 特定健康診査の受診率および特定保健指導の実施率については、毎年国が11月に公表する「法定報告値」を用いて、他市区町村との受診率などの比較を実施するためこの時期になります。                                   |
| 当該計画について、保険事業実施計画との連携で「分析・評価」の報告先を明記する必要がある。(1件)   | データヘルス計画において、特定健康診査事業・特定保健指導事業についても評価を実施し、国民健康保険運営協議会に報告します。  |
| 早期発見・早期治療は大切である。市民は「受ける治療」から市民自ら「する治療」、健康保持、地域でのコミュニケーション、お互いの支え合いのできるまちにしてほしい。(1件)  | 病気の早期発見・早期治療のためにも、特定健康診査の受診率向上を引き続き目指します。(1件)   |

中小企業事業資金融資あっせん制度

中小企業事業資金融資あっせん

内 中小企業者および農業経営者への事業資金の融資あっせん

□要件 同一事業を市内で1年以上継続して営業している個人または法人

創業資金融資あっせん制度

①創業資金融資あっせん

内 市内で新たに創業することで中小企業者に該当する方や、創業から1年未満の市内中小企業者への創業資金の融資あっせん

②特定創業

内 創業支援計画に位置付ける本市の「特定創業支援事業」により支援を受け、証明書を取得した方への従来の創業資金よりも利率などが優遇された融資あっせん

□要件 事前に西東京創業支援・経営革新相談センターにおいて経営診断を受けて創業計画書を作成済み

- 新たに創業する場合
- 個人(①のみ市内在住者)は事業所を、法人は本店または支店などを市内に設立する
- 事業開始に必要な資格や許認可などを債務保証が得られる前に取得
- 創業から1年未満の場合 個人(①のみ市内在住者)は事業所が、法人は本店または支店などが市内にある

□申込書類 市HP・産業振興課(保谷庁舎3階)・取扱金融機関で配布 ※詳細は、申込書類をご覧ください。

申 平成31年3月29日までに、提出書類を産業振興課へ持参 ▶産業振興課 ☎042-438-4041

| 資金区分   | 運転資金           | 設備資金/運転・設備併用  |
|--------|----------------|---------------|
| 融資限度額  | 700万円          | 1,000万円       |
| 償還方法   | 元金均等月賦償還       |               |
| 償還期間   | 5年以内(据置6カ月以内)  | 7年以内(据置6カ月以内) |
|        | ※特定創業は据置12カ月以内 |               |
| 融資利率   | 年1.975%        |               |
| 利子補給率  | 年0.995%        | ※特定創業は年1.395% |
| 借受者負担率 | 年0.980%        | ※特定創業は年0.580% |

4月から新しい障害者福祉サービスが  
加わりました

障害者の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かい対応をするため、平成30年4月から障害者総合支援法と児童福祉法の一部が改正されました。それに伴い、新たなサービスの創設や補装具費の貸与制度が追加され、サービスの質の確保や向上が今まで以上に図られるようになります。

新設されるサービス

- 就労定着支援
  - 内 企業・自宅などへの訪問や障害者の来所による、生活リズム・家計・体調管理などの問題解決のための連絡調整や指導・助言など
  - 外 就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方
- 自立生活援助
  - 内 定期的に利用者宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化がないかなどの確認・助言、医療機関などとの連絡調整
  - 外 障害者支援施設やグループホームなどを利用していただ障害者で、一

人暮らしを希望する方など

□居宅訪問型児童発達支援

- 内 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作(知識技能の付与など)の指導・支援など
- 外 児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重度の障害児(重度心身障害児など)

補装具費支給制度に「借受け」を追加

身体の成長や障害の進行による短期間の交換・利用、または補装具の購入に先立ち、比較検討が必要な場合に限り、「借受け」が補装具費の支給対象となります(以下、参考例)。

| 借受けが<br>適当である場面  | 借受けの<br>対象となる種目                   |
|------------------|-----------------------------------|
| 成長に伴って短期間での交換が必要 | 座位保持装置の完成用部品のうち、構造フレーム・歩行器・座位保持椅子 |
| 障害の進行への対応        | 重度障害者用意思伝達装置(本体のみ)                |
| 仮合わせ前の試用         | 義肢・装具・座位保持装置の完成用部品                |

詳細は、市HPまたは下記へお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-438-4034

障害相談窓口をご利用ください

障害のある方やご家族で、分からないこと・心配事などがある方はお気軽に相談窓口をご利用ください。 ▶障害福祉課 ☎042-438-4034

| 窓口             | 主な相談内容・対象者  | 所在地・電話   |                                |
|----------------|---|--|--------------------------------|
| 障害福祉課 ☎        | ●障害支援区分の認定<br>●障害福祉サービス<br>●障害者手帳<br>●障害者手当<br>●障害者の医療費助成 | 保谷庁舎1階<br>サービス支援係<br>☎042-438-4034<br>手当助成係<br>☎042-438-4035 |                                |
| 障害福祉課 田        | ●障害者手帳<br>●障害者手当<br>●障害者の医療費                              | 田無庁舎1階<br>☎042-464-1311<br>内線1561・1562                       |                                |
| 相談支援センターえぼっく   | 障害全般(身体・知的・精神・発達など障害の種別不問)                                | 障害者総合支援センター1階<br>☎042-452-0075                               |                                |
| 障害者就労支援センター一歩  | 企業就職(障害の種別不問)   | 障害者総合支援センター1階<br>☎042-452-0095                               |                                |
| 地域活動支援センター     | 保谷障害者福祉センター   | 身体障害・高次脳機能障害<br>☎042-463-9861                                |                                |
|                | ハーモニー   | 外 精神障害のある方で、精神科に継続的に通院している方(登録制)                             | 障害者総合支援センター2階<br>☎042-452-2773 |
|                | ブルーム  | 知的障害   | 田無総合福祉センター2階<br>☎042-452-3085  |
| こどもの発達センターひいらぎ | 成長や発達に心配のある就学前の子ども  | 住吉会館ルピナス<br>☎042-422-9897                                    |                                |
| 多摩小平保健所        | ●難病、重度心身障害者(児)<br>●精神保健(こころ)<br>●感染症(エイズ・性感染症など)          | 小平市花小金井1-31-24<br>☎042-450-3111                              |                                |

認定農業者になりませんか

市内で農業を営む方を市や関係機関が支援します。現在52人の方が農業の担い手の中核として営農しています。

□認定を受けるには

経営改善の方向や経営規模の拡大に関する目標・生産方式・経営管理の合理化などについて5年間の「農業経営改善計画」を作成して申請後、市の審査を経て決定します。

□認定農業者になると

次のような支援が受けられます。  
●低金利の融資 ●経営改善に必要な研修への参加 ●経営相談 ●農業者年金保険料の助成 ●市補助金の限度額の上乗せ ●認定農業者経営改善支援補助金の助成など

□説明会

時 5月14日(月)午後6時30分

場 保谷庁舎 別棟

▶産業振興課 ☎042-438-4044